

○自治医科大学産学連携推進委員会設置規程

(平成 31 年規程第 28 号)

改正 令和 2 年規程第 3 号

(設置)

第 1 条 自治医科大学（以下「本学」という。）における産学連携活動及び知的財産の保護、活用に関する基本方針を定め、産業界との連携強化及び技術移転の推進を戦略的かつ組織的に実施するため、自治医科大学産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 産学連携に関する中長期的な目標、計画の立案に関すること。
- (2) 知的財産戦略の立案に関すること。
- (3) 産学官地域連携の推進に関すること。
- (4) 知的財産の保護、活用に関すること。
- (5) 技術移転事業の推進に関すること。
- (6) 産学連携及び知的財産に係る人材確保、育成に関すること。
- (7) 産学連携に係る利益相反、技術流出防止に関すること。
- (8) 大学発ベンチャーに関すること。
- (9) その他全学的な産学連携及び知的財産に関し必要と認められること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長が委嘱する医学部基礎医学系教員 2 名以上
- (3) 学長が委嘱する医学部臨床医学系教員 2 名以上
- (4) 学長が委嘱する看護学部教員 1 名以上
- (5) 総務部長
- (6) 大学事務部長
- (7) その他学長が必要と認めた者（学外者を含む。）

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は全学的な産学連携戦略の立案等の任務を行うとともに、学長を総括的に補佐する。

(副委員長)

第 5 条 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又は職務を行う。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議決)

第8条 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た産学連携及び知的財産に関する秘密情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学事務部研究支援課が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年1月9日から施行する。